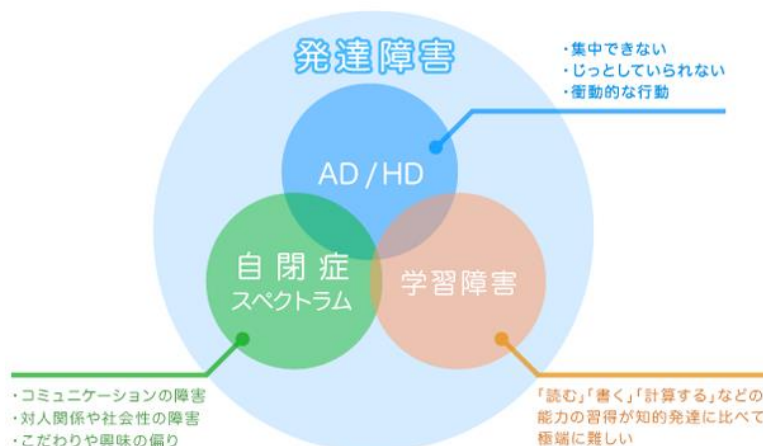


「特別支援教室」導入に向けて

東京都教育委員会は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、平成28年度から、公立小学校の通常の学級に在籍している、知的障害のない発達障害児を対象とする**特別支援教室**を導入することとしています。

通常の学級に在籍している発達障害の可能性のある児童のうち、診断の有無にかかわらず、下記「**発達障害の定義**」の状態にあると考えられる児童について・・・



学習障害(LD)の定義 <Learning Disabilities>

(平成11年7月の「学習障害児に対する指導について(報告)」より抜粋)

学習障害とは、基本的には全般的な**知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。**

学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

※知的障害はないが、文字の読み書き学習に著しい困難を抱えるディスレクシアを含む。

注意欠陥／多動性障害(ADHD)の定義 <Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

ADHDとは、**年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。**

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

高機能自閉症の定義 <High-Functioning Autism>

(平成15年3月の「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」参考資料より抜粋)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である**自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの**をいう。

また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

アスペルガー症候群とは、**知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの**である。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるものである。

「特別支援教室」について

【特別支援教室の定義】

特別支援教室とは、特別な支援を必要とする児童が、すべての小学校に在籍している可能性があることを前提とした体制整備であり、知的障害のない発達障害児に対する在籍校における指導と支援の一層の充実を図ることを目的とするものです。

そのため、**従来の通級指導学級のように児童が在籍校を離れて通う形態(子供が動く)から、専門性の高い教員が在籍校に出向いて巡回指導を行う形態(教員が動く)へと転換を図るものです。**

【支援体制の考え方】

第1層 「特別支援教室」 *在籍校における支援体制の整備	◆ すべての小・中学校に「特別支援教室」を設置する。 ◆ 発達障害の程度等に応じ、個別指導等を実施する。 ◆ 通級指導学級の教員による巡回指導・相談を行う。  特別支援教室 ★「子供が動く」から 「教員が動く」へ
第2層 「通級指導学級」 (情緒障害等通級指導学級)	 巡回指導 通級指導学級教員 ◆ 巡回指導の拠点となるとともに、従来どおりの教育機能(小集団指導)も維持する。
第3層 「固定学級」 (自閉症・情緒障害学級)	 ◆ 「自閉症・情緒障害学級」の計画的配置。 ◆ 特別支援教室や通級指導学級における指導では、障害の状態の改善が困難と思われる児童・生徒を対象とする。

【特別支援教室における指導の対象】

特別支援教室の対象は主として、小学校の通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害児とし、その判断は文部科学省通知「**通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒**について(通知)」(平成18年3月31日付17文科初第1178号)に基づくものです。

なお、対象とするか否かの判断に当たっては、保護者の意見を聴いた上で、教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこととされています。

【特別支援教室における指導の内容及び指導時数】

特別支援教室では、在籍学級における適応状態の改善等に向けて自立活動や教科の補充などの個別指導を行います。

また、特別支援教室における指導時数は、文部科学省通知「学校教育法施行規則の一部改正等について(通知)」(平成18年3月31日付17文科初第1177号)に基づいて設定されます。